

本学における高等学校教員免許状取得 の現状と課題

—教科「情報」及び「福祉」の免許状の取得について—

松井 隆・田中 義道*

1. はじめに

文部省（現文部科学省）においては、平成8年8月に教育課程審議会を設置し、文部大臣（現文部科学大臣）からの諮問に基づき、教育課程の検討を行ってきた。そして、平成10年7月に、教育課程の基準の改善についての答申が発表された。これに基づいて平成11年3月29日告示により、学校教育法施行規則の一部改正及び学習指導要領の改訂が行われた。

高等学校においては、平成15年4月1日からこの新しい高等学校学習指導要領によるカリキュラムの編成が行われ、教科「情報」及び「福祉」が新設され、年次進行で段階的に適用されることになった。

本学ふじみ野キャンパスにおいては、経営学部経営コミュニケーション専攻及び経営情報デザイン専攻並びに人間学部福祉心理専攻を設置していたことから、高等学校における教科「情報」及び「福祉」の教員免許状の取得が可能となるよう検討を重ねてきた。そして、本学は、平成13年度に文部省よりその認可を受け、平成14年度から具体的に学生の指導を開始した。

このことは、学生が情報や福祉の知識や能力を身に付けるに留まらず、教科「情報」及び「福祉」の教員免許状を取得させ、教育者としての人材養成にも配慮したものである。

本学は創立以来、今日まで80年にわたり真摯な教育活動を展開してきた。経営学部において

An update and some issues related to obtaining high school teaching credentials from Bunkyo Gakuin University—Single subject credentials in “Information/computer technology” and “social welfare”

* Takashi Matsui • Yoshimichi Tanaka

Correspondence Address: Faculty of Human Studies, Bunkyo Gakuin University,
1196 Kamekubo, Fujimino-Shi, Saitama 356-8533, Japan

Accepted November 21, 2005. Published December 20, 2005.

は、今日の高度情報社会に必要な情報活用能力を身に付けさせることを中心として、まさに「自立」という生きる力を養うものとなっている。また、人間学部においても、少子高齢化の社会において、保育や福祉に関する講座を中心として、特に、「仁愛」・「共生」の思いやりや誠の精神を養う教育となっている。創立者島田依史子の「自立」と「仁愛」・「共生」の建学の精神が教員養成の精神としても、学ぶ学生に確固たるものとして浸透してきていることは喜ばしい限りである。

現在3年が経過し、平成16年度終了時には第1回生の教職科目受講者が、それぞれ該当する教科「情報」及び「福祉」の教員免許状を取得するに至った。

そこで、教職の指導に携わって1サイクルが経過した段階でもあり、本学の免許状取得の現状と課題について考え、今後一層充実した指導ができるよう研究を進めていきたい。

2. 高等学校学習指導要領の変遷

[1] 戦後の学習指導要領の変遷

我が国においては、昭和22年3月に、教育基本法とともに学校教育法が制定、公布され、いわゆる新学制が成立した。高等学校については、新制高等学校として昭和23年4月から発足することになった。

戦後に、初めて高等学校の学習指導要領が出されたのが昭和22年4月のことであった。それ以後、学習指導要領は、昭和26年7月、30年12月、35年10月、45年10月、53年6月、平成元年3月、そして今回、平成11年3月に告示されるというように7回に亘って全面的に改定され現在に至っている。

学校の教育課程は、学校の教育目的を達成するための手段としての役割を持つものであり、学校教育法施行規則に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が公示する学習指導要領によって編成されてきた。

したがって、教育課程に関して国が示す基準という性格を持っている学習指導要領の改訂には、高等学校がその教育を通して達成すべき目的や果たすべき役割についての、その時々、国や国民の期待や要求が反映されているとみることができる。言葉を変えて言うならば、我が国の内外における政治、経済、文化等の現状と将来を見据えた中で、教育の発展、充実を促す方向を伺い知ることができる。

概略するならば、昭和22年と26年の高等学校学習指導要領は、民主主義社会の建設に貢献することができる個性豊かな民主的な実践能力を持った人材の養成を目的としてきた。また、昭和30年と35年の改定では、基礎学力の向上と科学技術教育の充実を図り、戦後、独立後の社会や産業の発展に貢献することのできる人材の育成を求めてきた。そして、昭和45年の改訂は、池田内閣が昭和35年に発表した所得倍増計画による10年後の経済ということもあって急速な我

が国の高度経済成長を背景にした更なる科学技術を重視した人材養成を、続いて昭和53年の改訂は、高校進学率が90パーセントを超えた状況の中で、能力・適性・進路等が一層多様化した生徒に対して国民教育機関としての性格を持つにいたった高等学校における新しい教育の在り方を求めてきた。

平成の時代に入り、平成元年に改訂が行われ、21世紀を展望した教育目標として、①ひろい心、すこやかな体、ゆたかな創造力、②自由・自立と公共の精神、③世界の中の日本人という三点を提示し、個性豊かな人材の養成をそれぞれ目的とし、目指してきたといえよう。

[2] 今回の学習指導要領の改訂

今回、つまり、平成11年3月に告示された学習指導要領の改訂については、「高等学校学習指導要領解説 総則編」の中で、次のように述べられている。

すなわち、「今日、国際化、情報化や、科学技術の発展、環境問題への関心の高まり、少子高齢化社会の到来など、社会の状況が大きく変化する中で、21世紀を生きる人材を育てるため、豊かな人間性をはぐくむとともに、一人一人の個性を生かしてその能力を十分に伸ばす新しい時代の教育の在り方が問われている。」としている。

このような背景の下に、平成8年7月の中央教育審議会第一次答申においては、これからの学校教育の在り方として、[ゆとり]のなかで自ら学び自ら考える力などの[生きる力]の育成を基本とし、教育内容の厳選と基礎・基本の徹底を図ること、一人一人の個性を生かすための教育を推進すること、横断的・総合的な指導を推進するため「総合的な学習の時間」を設けること、完全学校週5日制を導入することが提言された。

そこで、平成8年8月に、文部大臣から教育課程審議会に対し「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」諮問を行った。

これに基づいて教育課程審議会においては、約2年にわたり審議を行い、平成10年7月に答申を行った。その中で、次の方針に基づき教育課程の基準を改定することが提言された。

- ① 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。
- ② 自ら学び、自ら考える力を育成すること。
- ③ ゆとりのある教育を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。
- ④ 各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

これらのねらいに基づき、各教科・科目等の編成、単位数、内容の改善方針が示された。

この答申を踏まえ、高等学校学習指導要領の全面的な改訂がなされている。その中で、各教科・科目及び単位数等について主な点を挙げてみる。

ア 普通教育に関する各教科・科目

普通教科については、「情報」を新設し、「情報A」、「情報B」及び「情報C」から成ることを示している。これにより、普通教科は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、

芸術、外国語、家庭、情報の10教科で構成されることになった。

イ 専門教育に関する各教科・科目

専門教科については、「情報」及び「福祉」を新設し、「情報」は11科目、「福祉」は7科目で構成されることを示している。これにより、専門教科は、農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉の職業に関する8教科及び理数、体育、音楽、美術、英語の計13教科で構成されることとなった。

ウ 学校設定教科・科目

学習指導要領で示す教科・科目以外の教科・科目については、従前は、その名称、目標、内容、単位数等を設置者が定めることとしていたが、今回の改訂では、学校や生徒の実態等に応じた特色ある教育課程が編成されるよう、それらを各学校で定めることとし、その総称を「学校設定教科」、「学校設定科目」に改めた。

エ 総合的な学習の時間

各学校が、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行う時間として、「総合的な学習の時間」を創設した。

オ 卒業までに履修させる単位数

この単位数は、従前は、80単位以上であったが、完全学校週5日制の下での授業時数を考慮し、従前の隔週の土曜日分の単位数を減じ74単位以上とした。

およそ教育が組織的、継続的に実施されるためには、教育の目的や目標を設定し、その達成を図るための教育課程が適切に編成されなければならない。このため、高等学校教育の目的や目標を達成するために学校において編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体としての統一性を保つことが必要となる。

一方、教育はその本質からして地域や学校の実態及び生徒の心身の発達段階や特性等に応じて効果的に行われることが大切であり、また、各学校において、教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師が創意工夫を加えて教育課程を編成し、実施することが特に要請されている。

3. 高等学校教科「情報」及び「福祉」の免許状の取得について

〔1〕普通教科「情報」設定の経緯と教科内容

ここ10年程、情報化、国際化や科学技術の進歩、環境問題への関心の高まり、少子高齢化の到来など、社会の状況は急激に変化している。その中で、我が国においては、21世紀を生きる人材を育てるため、豊かな心をもった人材をはぐくむとともに、一人一人の個性を生かしてその能力を十分に伸ばす新しい時代の教育の在り方が問われてきた。

このような社会的背景を踏まえ、平成8年8月に、中央教育審議会は「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」と題する答申を行った。

これからの情報教育の推進については、①情報教育の体系的な実施、②情報機器、情報通信ネットワークの活用による学校教育の質的改善、③高度情報通信社会に対する「新しい学校」の構築、④情報社会の「影」の部分への対応の4点を示すとともに、「高等学校の普通科については、学校や生徒の実態等に応じて情報に関する教科・科目が履修できるように配慮することが必要である。」と提言した。

この答申を踏まえて、「情報化の推進に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」が体系的な情報教育についての具体的提言を行い、これを受けて、平成10年7月に教育課程審議会は教科「情報」を新設し必修とすることが適当であると答申した。

教科のねらいとして、次のことを強調している。

(ア) 情報化の進展を背景に、これからの社会に生きる生徒には、大量の情報に対しての確かな選択を行うとともに、日常生活や職業生活においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用し、主体的に情報を選択・処理・発信できる能力が必須となっている。

(イ) また、社会を構成する一員として、情報化の進展が人間や社会に及ぼす影響を理解し、情報社会に参加する上での望ましい態度を身に付け、健全な社会の発展に寄与することが求められる。

(ウ) 我が国社会の情報化の進展の状況を考えるとき、情報及び情報手段をより効果的に活用するための知識や技術を定着させ、情報に関する科学的な見方・考え方を養うためには、中学校段階までの学習を踏まえつつ、高等学校段階においても継続して情報に関する指導を行う必要がある。

そして、生徒が興味・関心等に応じて選択的に履修できるように、「情報A」、「情報B」、「情報C」の3科目を置くものとする。

「情報A」においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して情報を選択・処理・発信できる基礎的な技能の育成に重点を置く。

内容的には、情報活用における情報手段の有効性、情報の収集・発信・処理と情報手段の活用、情報手段の発達に伴う生活の変化などで構成する。

「情報B」においては、コンピュータの機能や仕組み及びコンピュータ活用の方法について科学的に理解させることに重点を置く。

内容的には、問題解決におけるコンピュータの活用の方法、コンピュータの仕組みと働き、情報処理の定式化とデータ管理、情報社会を支える情報技術などで構成する。

「情報C」においては、情報通信ネットワークなどが社会の中で果たしている役割や影響を

理解し、情報社会に参加する上での望ましい態度を育成することに重点を置く。

内容的には、デジタル表現、情報通信ネットワークとコミュニケーション、情報の収集・発信と自己責任、情報化の進展と社会への影響などで構成する。

情報教育の目標については、文部科学省が諮問した情報教育調査研究協力者会議の報告においても、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」の3つの観点を挙げ、これらを相互に関連付けてバランスよく育てることが大切であると指摘している。

このような審議経過の基に高等学校学習指導要領において、次のように教科内容の大項目が盛り込まれた。

「情報 A」の学習内容

- (1) 情報を活用するための工夫と情報機器
- (2) 情報の収集・発信と情報機器の活用
- (3) 情報の統合的な処理とコンピュータの活用
- (4) 情報機器の発達と生活の変化

(1) では、問題解決を効果的に行うためには、また、情報を的確に伝達するためには、コンピュータや情報通信ネットワークなどの適切な活用が必要であることを理解させるねらいをもっている。(2) においては、情報通信ネットワークやデータベースなどの活用を通して、必要とする情報を効率的に検索・収集する方法を習得させること、また、情報を効果的に発信したり、情報を共有したりするには、情報の表し方に工夫や取り決めが必要であることをねらいとしている。(3) においては、コンピュータの機能とソフトウェアとを組み合わせることを通して多様な形態の情報を統合できることを理解させるとともに、情報を目的に応じて統合的に処理する方法を習得させることをねらいとしている。また、(4) では、情報機器の発達の歴史によって、情報機器の仕組みと特性を理解させる。そして、個人が情報社会に参加する上でコンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に使いこなす能力が重要であること及び将来にわたって情報技術の活用能力を高めていくことが必要であることを理解させることをねらいとしている。

「情報 B」の学習内容

- (1) 問題解決とコンピュータの活用
- (2) コンピュータの仕組みと働き
- (3) 問題のモデル化とコンピュータを活用した解決
- (4) 情報社会を支える情報技術

(1) においては、問題解決において、解決の手順と用いる手段の違いが結果に影響を与えること及びコンピュータの適切な活用が有効であることを理解させるとともに、コンピュータによる情報処理の長所と短所を理解させることをねらいとしている。(2) においては、文字、数値、画像、音などの情報をコンピュータ上で表す方法についての基本的な考え方及び情報のデジタル化の特性を理解させるとともに、コンピュータを活用して情報の処理を行うために

は、情報の表し方と処理手順の工夫が必要であることを理解させることをねらいとしている。

また、(3)では、身の回りの現象や社会現象などを通して、モデル化とシミュレーションの考え方や方法を理解させ簡単なデータベースを設計し、活用できるようにすることをねらいとしている。(4)において、情報通信と計測・制御の仕組み及び社会におけるそれらの技術の活用について理解させるとともに、情報技術の進展が社会に及ぼす影響を認識させ、情報技術を社会の発展に役立てようとする心構えについて考えさせることをねらいとしている。

「情報C」の学習内容

- (1) 情報のデジタル化
- (2) 情報通信ネットワークとコミュニケーション
- (3) 情報の収集・発信と個人の責任
- (4) 情報化の進展と社会への影響

(1)においては、コンピュータなどにおける、文字、数値、画像、音などの情報のデジタル化の仕組みを理解させるとともに、情報機器を活用して多様な形態の情報を統合することにより、伝えたい内容を分かりやすく表現する方法を習得させることをねらいとしている。(2)では、情報ネットワークの仕組みとセキュリティを確保するための工夫について理解させるとともに、電子メールや電子会議などの情報通信ネットワーク上のソフトウェアについて、コミュニケーションの目的に応じた効果的な活用方法を習得させることをねらいとしている。また、(3)においては、多くの情報が公開され、流通している実態と情報の保護の必要性及び情報の収集・発信に伴って発生する問題と個人の責任について理解させるとともに、情報通信ネットワークを活用して、情報を適切に収集・分析・発信する方法を習得させることをねらいとしている。(4)では、社会で利用されている代表的な情報システムについて、その種類と特性、情報システムの信頼性を高める工夫などを理解させるとともに、望ましい情報社会の在り方を考えさせることをねらいとしている。

普通教科「情報」は必修教科として、このように「情報A」、「情報B」、「情報C」の3科目で組織されている。いずれも標準単位は2単位であり、1科目を選択して履修することになっている。内容を比較検討してみると、「情報A」は、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報機器を活用する実習を多く取り入れ、それらの活用を通して基本的な技能の育成を図り、「情報活用の実践力」を高めることに重点を置いている。「情報B」は、コンピュータの仕組みやコンピュータを活用した問題解決の学習を通して、「情報の科学的な理解」を深めるとともに「情報活用の実践力」を高めることを重視している。また、「情報C」は、情報の表現方法やコミュニケーションについての学習、実際の調査活動、情報社会の理解を通して、「情報活用の実践力」を高めるとともに「情報社会に参画する態度」の育成を重視し、情報機器や情報通信ネットワークの仕組みや特性などの「情報の科学的な理解」も併せて育成しようとするものになっている。

高等学校学習指導要領第2章第10節情報第3款の1に、「原則として「情報A」では総授業

時数の2分の1以上を、「情報B」及び「情報C」では総授業の3分の1以上を実習に配当すること。」と示されている。このようにこの教科目は、「情報活用の実践力」の育成を特に重視している。その中でも「情報A」は更に「情報B」及び「情報C」よりも実践力の育成を重視していることが理解できる。

〔2〕専門教科「情報」及び「福祉」の新設の経緯と教科内容

職業に関する各教科・科目の内容改善については、教育課程審議会は理科教育及び産業教育審議会答申を踏まえつつ検討を行い、次のように改善することが適当であるとの考えを示した。

職業に関する各教科・科目については、産業構造・就業構造の変化、科学技術の高度化、情報化、国際化、少子高齢化などの社会の変化や産業の動向等に適切に対応するとともに、生徒一人一人の多様な個性を生かすため、生徒の選択幅を拡大する観点に立って、改善点の中に①高度情報通信社会における情報関連人材の養成の必要性に対応するため、専門教科「情報」を新たに設けることとする。②高齢化の進展等に伴い、介護福祉士などの福祉に関する人材の養成の必要性に対応するため、専門教科「福祉」を新たに設けることとすることが挙げられた。

ア 専門教科「情報」の教科内容

高度かつ多岐にわたる情報技術者等は、もとより高等学校段階の教育のみで育成できるものではないが、情報分野に興味・関心を持つ若者に、高等学校において情報科学の基礎など情報を扱う上での基礎的・基本的内容を学習する機会を提供するとともに、情報手段を駆使した実習等を通じて創造的で豊かな感性をはぐくむ場を用意することは、人材育成の上でも意義あることといえる。

こうした教育は、従来の教科「商業」や「工業」等の枠組みの中だけでは、十分に対応できるものではないことから、情報化社会を支える人材育成のために専門教育に関する教科「情報」を新たに設ける必要があるとした。

そこで、専門教科「情報」は、情報に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における情報の意義や役割を理解させるとともに、高度情報通信社会の諸課題に主体的に対応し、社会の発展に寄与する創造的・実践的な能力と態度を育てることをねらいとして次の11科目で構成している。

「情報産業と社会」

（1）情報化と社会

（2）情報化を支える科学技術

（1）においては、情報化が人々の社会生活に及ぼす影響、情報産業の発展と社会との関わり及び高度情報通信社会における社会人としてのモラルなどについて取り扱い、高度情報通信社会を主体的に生きるための基礎的・基本的な能力を育成することをねらいとしている。また、（2）においては、情報化の進展の中で、情報を活用するために必要となるハードウェア、ソフトウェア及びコンピュータの利用形態について取り扱い、それぞれの基本的な原理や特性な

どを理解させることをねらいとしている。

「課題研究」

- (1) 調査, 研究, 実験
- (2) 作品の制作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

(1)においては、情報に関する調査, 研究, 実験を通して、これまでに学習した専門的知識と技術の深化, 総合化を図るとともに、新しい知識や技術を習得することをねらいとしている。(2)でも、情報に関する作品の制作を通して、これまでに学習した専門的な知識と技術の深化, 総合化を図るとともに、新しい知識や技術を習得することをねらいとしている。また、(3)においては、情報関連産業, 研究所, 教育センターなどにおける実際の体験を通して、これまでに学習した知識や技術の深化, 総合化を図るとともに、産業界等における進んだ知識, 技術を習得させることをねらいとしている。そして、(4)において、生徒自らが希望する職業資格の取得等のため、専門的な知識及び技術等の習得のための学習を行う。且つこれらを習得するための学習方法を体得し、自らの進路意識を高めることをねらいとしている。

「情報実習」

- (1) 基礎的な情報実習
- (2) システム設計・管理に関する実習
- (3) マルチメディアに関する実習

(1)では、基礎的科目である「情報産業と社会」や「情報と表現」に関する実習や内容を取り扱うとともに(2)システム設計・管理に関する実習、(3)マルチメディアに関する実習に共通する基礎的な実習を取り扱い、専門教科「情報」に関する分野を学習する上で必要な基礎的な知識や技術について、体験を通して習得させることをねらいとしている。(2)においては、アルゴリズム, 情報システムの開発, ネットワークシステムに関する実習などを取り扱い、実際の作業などの体験を通してシステム設計・管理分野に関する知識や技術を習得させるとともに技術革新に主体的に対応できる能力と態度を育てることをねらいとしている。(3)においては、コンピュータデザイン, 図形と画像の処理, マルチメディア表現, モデル化とシミュレーションに関する知識や技術に関する実習などを取り扱い、実際などの体験を通してマルチメディア分野に関する知識や技術を習得させるとともに、技術革新に主体的に対応できる能力と態度を育てることをねらいとしている。

「アルゴリズム」

- (1) 数値計算の基礎
- (2) データの型とデータの構造
- (3) 整列
- (4) 探索

（５） データベースの概要

（１）においては、基本的なアルゴリズムと数値計算に関するアルゴリズムとプログラムに関する基本的な知識や技術を習得させることをねらいとしている。（２）では、データ構造に注目したアルゴリズムを取り扱いデータの型や構造によってその組み立てが変化することをねらいとしている。（３）では、整列法として交換法、線選択法及び挿入法の中から二つ以上を取り扱い、それぞれの考え方、具体的なアルゴリズム及びその違いについて理解させるとともに、効果的なアルゴリズムについて考えさせることをねらいとしている。（４）については、線形探索法と二分探索法の二つを取り扱い、それぞれの基本的な考え方、具体的なアルゴリズム及びその違いについて理解させることをねらいとしている。そして、（５）においては、ファイルとデータベースの基本的な概念を取り扱い、その意義、目的及びデータベースの有用性について理解させる。また、リレーショナルモデルを取り扱い、データベースの設計で重要なデータの正規化やデータベースの管理システムについて理解させるとともに、データベースの基本的な操作について習得させることをねらいとしている。

「情報システムの開発」

- （１） 情報システムの概要
- （２） 情報システムの設計
- （３） ソフトウェアテスト
- （４） 運用保守

（１）においては、情報システムの分析並びに設計に関わる代表的な技法やソフトウェア開発の工程について取り扱い、情報システムの開発に関する基本的な知識や技術を習得させることをねらいとしている。（２）においては、ソフトウェア開発の中で、特にプログラム設計から単体テストまでの作業について取り扱い、これらの作業に関する基本的な知識や技術を習得させることをねらいとしている。また、（３）では、ソフトウェア開発で行われる各種テスト工程とテストケースの設計手法について取り扱い、その意義や目的について理解させるとともに、ソフトウェアテストに関する基本的な知識や技術を習得させることをねらいとしている。また、（４）においては、情報システム運用保守体制について具体的な事例を取り扱い、運用と保守に関する基本的な知識や技術を習得させることをねらいとしている。

「ネットワークシステム」

- （１） ネットワークの基礎
- （２） ネットワークの構築
- （３） ネットワークの運用と保守
- （４） ネットワークの安全対策

（１）において、ネットワークの種類、データ通信の基本的な仕組みと構成及び関連技術などを取り扱い、ネットワークに関する基礎的な知識や技術を習得させることをねらいとしている。（２）では、ネットワークシステムの分析や設計について取り扱い、その基礎的な知識を

理解させるとともに簡単なネットワークシステムの構築に関する基礎的な知識や技術を習得させることをねらいとしている。(3)において、ネットワークシステムを効率よく稼働させ、その必要性及び具体的な手法に関する基礎的な知識を理解させることをねらいとしている。そして、(4)において、地震・洪水などによるネットワーク構成要素の損壊・損傷、システムや建物などへの不法侵入や不正アクセスによるデータの破壊、盗難などを取り扱い、自然災害や人為的過失などに対する安全対策の基礎的な内容を具体的な事例を通して、理解させることをねらいとしている。

「モデル化とシミュレーション」

- (1) モデル化とその解法
- (2) 現象のモデル化とシミュレーション

(1)においては、モデル化を行うための基礎的な知識や技法及び様々なモデルの種類と特性などを取り扱い、現象を分析して数学的なモデルで表現し、コンピュータで解析するために必要なシミュレーションの基礎的な知識について理解させることをねらいとしている。また、(2)においては、連続的に変化する現象、離散的に変化する現象、その他の現象について取り上げ、実際の身の回りの現象に関し、数学的なモデルとしてシミュレーションを行い、視覚化する手順や技法及び有効性について基礎的な知識を理解させることをねらいとしている。

「コンピュータデザイン」

- (1) 造形表現の基礎
- (2) コンピュータデザインの基礎
- (3) コンピュータデザインの基本要素

(1)においては、デザインの意義、造形の要素と個性の条件、構成の秩序と変化を取り扱い、造形表現の基本的な要素と働き及び構成の基本的な考え方について理解させることをねらいとしている。(2)において、造形心理と意味の生成のための手法について取り扱い、形態の心理や色彩の心理など造形要素と感情との関係を、事例や作品を通して作者が伝えようとする考えや意味について理解させ、その構成手法を習得させるとともに、実習を通して造形感覚や色彩感覚を育てることをねらいとしている。また、(3)においては、コンピュータデザイン及びそれに関連する分野に関連する基礎的な事項とデザイン活動の実際について取り扱い、作品や製品作りを通して、コンピュータデザインの基本要素と構成について理解させ、コンピュータデザインに関する基礎的な知識や技術について習得させることをねらいとしている。

「図と画像の処理」

- (1) 図形の表現
- (2) 画像のデジタル化
- (3) 画像の変換と合成

(1)においては、図形と投影図及び立体図形などについて取り扱い、図形の表現に関する基礎的な知識について理解させるとともに、CADシステムや図形処理などのアプリケーション

ンソフトウェアを利用し、それらの基本的な処理方法に関する基礎的な知識や技術について習得させることをねらいとしている。(2)においては、デジタル画像や画像のデジタル化について取り扱い、具体的な事例を通して、画像のデジタル化に関する基本的な原理を理解させるとともに、画像入力装置などを活用し画像のデジタル化に関する基礎的な知識技術を習得することをねらいとしている。また、(3)において、学校や生徒の実態に応じて適切なアプリケーションソフトウェアを使用し、デジタル化した画像の処理技法について取り扱い、画像を創造的に表現するために必要とされる画像の変換の合成に関する基礎的な仕組みについて理解させることをねらいとしている。

「マルチメディア表現」

- (1) 静止画の設計と表現
- (2) 動画の設計と表現
- (3) 音・音楽の設計と表現
- (4) 作品制作

(1)においては、アプリケーションソフトウェアやイメージスキャナ、フィルムスキャナなどの関連機器を利用した素材の取り込みや作成・編集の技法等について取り扱い、静止画の処理と表現に関する基礎的な知識や技術を習得させることをねらいとしている。(2)においては、動画編集、アニメーションなどのアプリケーションソフトウェアやビデオカメラなどの関連機器を利用した動画の取り込みや作成・編集の技法等について取り扱い、動画の処理と表現を習得させることをねらいとしている。また、(3)においては、各素材の音源を利用した音楽などのアプリケーションソフトウェアや録音機器などの関連機器を利用した作成・編集や取り込みの技法等について取り扱い、音・音楽の設計と表現に関する基礎的な知識や技術を習得させることをねらいとしている。そして、(4)においては、マルチメディア作品の制作について、作品の制作に利用するメディアの検討、内容の計画、素材の収集及び作品の組み立ての一連の過程を取り扱い、作品制作に関する基礎的な知識や技術を習得させることをねらいとしている。

本学における免許状取得については、これらの内容を十分考慮してその実力養成に繋がるものにしていかなければならない。

イ 専門教科「福祉」の教科内容

今日、生活水準の向上に伴う健康への高まりや生活様式・意識の変化により、国民の福祉ニーズは高度化、多様化するとともに著しく増大しており、高齢者や障害のある人々等へのよりきめ細かな介護サービスに対応できる専門的な知識・技術を有する人材の育成と確保が不可欠となっている。

中央教育審議会においても指摘しているとおり、高齢社会においては、高齢者を思いやる心やいたわる気持ちなど、豊かな人間性をはぐくむ教育が一層重要となると同時に、高齢者や障害のある人々、とりわけ要介護高齢者の自立を支援する能力や技能をもった人材を育成する必

要性も一層高いものとなっている。

こうした状況から理科教育及び産業教育審議会の答申を踏まえ、福祉関連業務に従事する者に必要な社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得、社会福祉の理念と意義の理解、社会福祉の増進に寄与する能力と態度の育成に関する教育体制を充実し、これらの人材の育成を促進するために専門教科「福祉」を設けることにしたと教育課程審議会では述べている。そして、社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てるとしている。この目標を達成するために、学習指導要領の中に7つの科目が示された。それぞれの科目の大項目は次のようになっている。

「社会福祉基礎」

- (1) 現代社会と社会福祉
- (2) 社会福祉の理念と意義
- (3) 社会福祉の歴史
- (4) 社会福祉分野の現状と課題
- (5) 社会福祉の担い手と福祉社会への展望

(1)においては、現代社会における家族形態や生活構造などの社会構造の変容が社会福祉に及ぼす影響、標準的な家族のライフサイクルと社会福祉とのかかわりについて取り上げ、社会福祉に関する基礎的な知識を習得させるとともに、現代社会と社会福祉のかかわりについて理解させることをねらいとしている。(2)では、自立生活支援にかかわる基本的な社会福祉サービス及び自立生活支援、基本的人権の尊重、権利擁護などを含む社会福祉の理念や社会保障制度の概要について取り扱い、社会福祉の理念と意義について理解させることをねらいとしている。(3)では、欧米諸国や日本の社会福祉の歴史を取り扱い、どのような歴史的経過を経て社会福祉が成立してきたのか、欧米諸国と日本との状況を対比しつつ理解させることをねらいとしている。(4)においては、社会福祉の各分野が生まれてきた社会的背景と理念、各分野の代表的な施策の概要と現状などについて理解させるとともに、社会福祉の各分野の課題について考えさせることをねらいとしている。そして、(5)において社会福祉を創造していくために必要とされる社会福祉従事者とその専門性などの概要及び相互扶助の精神に基づいた国民の意識改革の重要性について取り上げ、基本的人権を尊重する豊かな福祉社会の創造について理解させることをねらいとしている。

「社会福祉制度」

- (1) 社会福祉の法と制度
- (2) 高齢者・障害者の福祉
- (3) 児童家庭福祉
- (4) 社会関連福祉施策
- (5) 社会福祉施設

(1)においては、社会福祉に関する基本的な法や社会福祉制度、社会福祉サービス、社会福祉を推進する組織、民間活動などについて取り扱い、社会福祉の法理念や制度の概要について理解させることをねらいとしている。(2)においては、国・地方公共団体などに設けられている制度及び社会福祉サービスの代表的な施策や統計資料などを取り上げ、高齢者・障害者福祉の現状について理解させることをねらいとしている。また、(3)では、児童家庭福祉の理念や目的、社会福祉の体系や具体的内容、関連する母子保健制度などの意義や内容について、具体的な施策や統計資料などを取り上げ、ひとり親家庭や児童虐待などの児童家庭福祉の現状について理解させることをねらいとしている。(4)においては、社会福祉との隣接領域の中で展開されている社会保険制度、社会福祉関連サービス、その他の公共施策などについて取り扱い、その概要を理解させるとともに、社会福祉関連施策が社会福祉とともに自立生活を支援するための必要な社会的な制度であることを理解させることをねらいとしている。そして、(5)においては、社会福祉施設が社会福祉の展開過程のなかで果たしてきた役割と現在求められている役割、各福祉分野の社会福祉施設の意義と種類などについて理解させるとともに、公益性の高い事業としての社会福祉施設と行政との関係について考えさせることをねらいとしている。

「社会福祉援助技術」

- (1) 社会福祉援助活動の意義と方法
- (2) 社会福祉援助技術の方法と実際
- (3) レクリエーションの考え方と展開
- (4) コミュニケーションの技法

(1)では、社会福祉援助活動の意義について理解させるとともに、基本的人権尊重の精神に基づき、サービス利用者とサービス提供者との信頼関係を形成し、社会福祉の法や制度を適用して社会生活を総合的に援助する活動であることを理解させることをねらいとしている。(2)において、援助を必要とする人のニーズの把握から援助の評価までの過程や方法について取り扱い、インテーク、アセスメント、プログラム活動などに関する基礎的な知識や援助技術について理解させることをねらいとしている。(3)においては、レクリエーション活動が自立生活支援に必要な援助であるという社会的意義とレクリエーション活動の理論や方法などについて理解させるとともに、レクリエーション計画の作成能力や実践援助能力の習得向上をねらいとしている。(4)においては、コミュニケーションの本質やその効果的な援助について取り扱い、言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションについて理解させるとともに、信頼関係を築くための基本的技法である傾聴や共感の態度を身に付けさせることをねらいとしている。

「基礎介護」

- (1) 介護の意義と役割
- (2) 高齢者の生活と心身の特徴

- (3) 障害者の生活と心理
- (4) 自立生活支援と介護
- (5) 地域生活を支えるシステム

(1) では、介護の目的、役割及び展開過程などについて取り扱い、基本的人権尊重の精神を基本とした介護従事者としての専門性を身に付けさせるなど、専門職としての職業観を養うことをねらいとしている。(2) では、生きがいに満ちた心豊かな生活を実現させるための支援の在り方や加齢による心身の変化とその特徴などについて取り扱い、生活上の不安や困難を取り除くことだけにとらわれず、その予防を含めた適応の方法について理解させることをねらいとしている。(3) において、障害の概念やその実態について取り扱い、人間が心身の相互作用によって生きている存在であることを理解させるとともに、障害が及ぼす心理的影響及び個に応じたサービス提供の重要性について理解させることをねらいとしている。(4) においては、自己決定の意義や生活の質の向上、リハビリテーションなどについて取り扱い、自立生活が人間の成長、発達に欠かせないものであることやリハビリテーションの概要を理解させるとともに、多様な自立生活を支援する介護の在り方について、「社会福祉実習」との関連を図りながら具体的に理解させることをねらいとしている。そして、(5) において、地域における関連領域との連携の在り方や福祉サービスの提供方法について取り扱い、地域での自立生活を可能にするために、在宅サービスを中心とした社会資源や介護を提供し支援する地域福祉の重要性と高齢者や障害者並びに家族が共に生きていける社会システムの構築について理解させることをねらいとしている。

「社会福祉実習」

- (1) 介護技術の基本と実際
- (2) 高齢者と障害者の介護
- (3) 社会福祉現場実習

(1) においては、介護の展開に必要な理論に裏付けされた技術や方法、対象となる人間を的確にとらえ、適切に判断し、その状態に応じた介護を提供することなどについて取り扱う。

介護は利用者の必要性和求めに応じて、安全で快適に過ごすための技術を提供することであり、利用者の自立生活を支援するものでなければならないことについて理解させることをねらいとしている。

(2) では、高齢者や障害者の介護において、一人一人の利用者を、異なった生活歴や生活観を持ち、異なった対応を必要としている個別の人間であるという観点で捉えることが重要であることを理解させるとともに、介護に携わる者には、介護技術以外にも、利用者を心理的な側面を含めて包括的に理解する観察力や基本的人権尊重の精神に溢れた人間性豊かな心、そして自己の健康を管理する能力などが不可欠な要件となっていることを理解させることをねらいとしている。(3) においては、これまでに習得した社会福祉に関する知識や技術を実際の業務の場で活用し、実践する経験を通して、介護などの社会福祉業務に従事する者に必要な実践

的な能力と態度を育成することをねらいとしている。

「社会福祉演習」

- (1) 調査, 研究
- (2) 事例研究
- (3) ケアプラン

(1)においては、幅広い範囲に亘って社会福祉に関するもの、進路希望に応じたものを課題とする。調査, 研究の実践例として、高齢者・障害者の生活の実態を把握するための方法としては、家庭訪問等の聞き取り調査, 地域における課題を把握するための方法としては、福祉マップや社会資源マップの作成, 既存の社会福祉の状況を理解するための方法としては、各自治体の発行している統計資料を活用した調査などの内容が考えられる。(2)では、在宅及び社会福祉施設などで得られた事例を取り上げながら、求められるニーズに応え得るサービスが提供されているかを明らかにしていくことなどを課題とする。事例研究の実践例として、現場実習など社会福祉の実際における総合的な介護活動の体験レポートから得た事例を基に課題を発見し、その課題を取り上げる意味、課題にかかわる福祉サービス利用者の心理や生活状態、課題への社会福祉施設での職員の対応の仕方などについて分析し、求められるサービスの内容と介護者の対応の仕方、目標の設定などの内容を考える。(3)においては、福祉に関する科目や現場実習等での体験をもとに社会福祉サービス利用者を想定して、ケアマネジメントの必要性和その人が活用できる社会資源について理解するとともに、アセスメントなどを通して、要介護者に適した自立生活支援のプロセスを考えたプランの作成などが考えられる。

「福祉情報処理」

- (1) 高度情報通信社会と福祉サービス
- (2) コンピュータの仕組みと活用
- (3) 福祉サービスとコンピュータの活用

(1)においては、高度情報通信社会における生活の変化, 福祉サービスにおけるコンピュータの役割や利用状況, 情報ネットワークシステムにおける情報モラルとセキュリティ管理の重要性について取り扱い, 情報に関する基礎的な知識や技術を身に付けるとともに, 高度情報通信社会に主体的に対応できる態度を育成することをねらいとしている。(2)では、高度情報通信社会の進展を踏まえ, 情報活用能力を育成する観点から, コンピュータの仕組み及びコンピュータを用いた情報処理について取り扱い, 各種アプリケーションソフトウェアに関する基礎的な知識や技術を習得させることをねらいとしている。(3)においては、福祉の分野におけるコンピュータ活用について取り扱い, 情報通信ネットワークやデータベース等を活用して, 基礎的な知識や技術を習得させることをねらいとしている。

このように、福祉に関する多くの専門に関する科目が設定されており、免許状取得のためには幅広い学習ができるよう十分な考慮を払いつつ実力養成に繋げていかなければならない。

ウ 教科「情報」及び「福祉」の教科指導の配慮

① 普通教科「情報」では、情報活用の実践力、情報の科学的理解、情報社会に参加する態度を育てることを目標としているが、これらの目標は普通教科「情報」の学習だけでなく、各教科・科目例えば、特別活動及び総合的な学習の時間等との連携を通して達成できるものである。特に、情報活用の実践力は、普通教科「情報」はもちろんのこと、他の教科・科目においても積極的にコンピュータや情報通信ネットワークなどを活用することにより、大きく伸ばすことができる。

情報の科学的理解を深めるためにも、理論や動作を生徒に納得させるような実習が必要である。実習するとき、生徒同士で助け合えるような体制や雰囲気をつくることは、自ら学び自ら考える力を育てるのに役立つ。

② 情報に関する学科では、専門教科「情報」として各教科・科目に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習活動が望まれる。また、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに問題解決の能力や自発的な学習態度を育てることを目標とした「課題研究」が原則履修科目とされており、「情報実習」とともに総合科目として、総合的な学習の時間と同様に各学校が創意を生かして展開することが期待される。

③ 専門教科「福祉」においては、先ず地域や産業界とのパートナーシップを確立していくことが極めて重要である。単に地域や産業界の協力を仰ぐというだけでなく、各学校の教育力を地域に還元することにより地域や産業界との協力関係を築くことが大切である。

そのためには、学校の施設・設備を地域に開放した市民福祉講座の実施に取り組んだり、生徒が自らの学習の成果として身に付けた専門性を生かしたボランティア活動を推進することなども考えられる。また、学校においては、就業体験の機会の確保に配慮するとともに専門に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができるとされている。

したがって、福祉に関する学科においても、就業体験を積極的に取り入れていくことが求められている。さらに、生徒が福祉における各分野の最新の知識や技術を身に付けたり、望ましい勤労観、職業観を育成するために、福祉に関する各分野の第一線で活躍する民間の職業人等を学校に招くなど特別非常勤講師制度を活用して、学校における教育活動に協力してもらうことは有意義なことである。

4. 本学における高等学校教職課程受講者の選考と履修状況

本学では、教員免許という資格の定義や重要性から、免許状取得のための課程を受講するには、学生の心構えやその人の資質が適切でなければならないとの考えにも基づき、学部内での選考基準を設け、教職課程受講者の選抜を行ってきた。

学生は学部等のそれぞれの授業に加えて、教員免許状取得のために設けられた課程を教員免

許法等に従って履修しなければならないことから、相当な努力が要求される。

そこで、本学では、学部の教授会で選出された委員2名と事務担当2名により運営される教職課程委員会が設置されている。

平成14年4月より正式に高等学校教職免許センターが発足し2名の事務担当と教授会より選出された人間学部及び経営学部の教授のそれぞれ2名ずつから成る教職課程委員会の運営によって年間の指導、運営計画を立案し、円滑な業務の遂行が可能となるよう努力を払ってきた。

平成14年4月に人間学部1年福祉心理専攻を対象として教科「福祉」を、また経営学部1年経営コミュニケーション及び経営情報デザイン専攻を対象として教科「情報」の高等学校教員免許状の取得について説明を行った。

その後、年度途中で数回のガイダンスを開催し、年度末に最後の説明会を実施し、希望者については志願理由書、1年次の成績及び人物評価等の資料を参考に、一定の選考基準を設け、両学部から選出された各2名ずつから成る教職課程委員会において最終の選考会議を行うという選抜方法をとっている。その結果、第2学年については、最初の段階で履修届け済み者が人間学部福祉心理専攻26名、経営学部経営コミュニケーション専攻15名及び経営情報デザイン専攻8名の合計49名となった。

しかし、履修の途中で個々の学生の中で辞退する者もあり、平成16年度の最終段階の4年生では、「福祉」が20名、「情報」11名であった。同様に、3年生は、「福祉」16名、「情報」8名、2年生では「福祉」20名、「情報」6名となっている。

平成16年度における各学年の各学部・学科及び専攻の教職履修者の割合を示すと以下の通りである。

学部学科・専攻	学年	定員数	履修者数	履修率
人間学部人間学科福祉心理専攻	4年	130名	20名	15.4%
〃 人間学科福祉心理専攻	3年	〃	16名	12.3%
〃 人間福祉学科	2年	〃	20名	15.4%
経営学部経営コミュニケーション専攻	4年	150名	9名	6.0%
〃 経営情報デザイン専攻	〃	100名	2名	2.0%
〃 経営コミュニケーション専攻	3年	150名	7名	4.7%
〃 経営情報デザイン専攻	〃	100名	1名	1.0%
〃 経営コミュニケーション専攻	2年	125名	2名	1.6%
〃 経営情報デザイン専攻	〃	50名	4名	8.0%

この履修状況を見ると、人間学部では平均して約15パーセント程度であるが、経営学部では平均して5～6パーセントにも達していないので今後関心を持たせることが必要と思われる。両学部とも30名程度の履修者が出るのが理想と考えられる。

5. 本学の高等学校教職免許センターの運営経過と方針

[1] 平成14年度の年間計画と運営

本学教職免許センターが発足したのは平成14年度からであるが、第1年目では高等学校教職課程委員会を立ち上げ、各学部からそれぞれ教授2名と事務担当2名の計6名で組織して運営することになった。

第1年度目の年間計画として、(i)教育実習校の開拓、(ii)教職課程委員会の円滑な運営、(iii)教職課程科目受講生の教育相談、(iv)教職関係の資料の収集と担当者相互の情報交換、(v)学生への資料の提供他等についての項目を設定した。

特に、「教育実習校の開拓」については、最初の年度でもあり、埼玉県内の公立高校を中心にして70校程度の学校を開拓することを目指した。そして、この目標を達成するために1年間を通して定期的に集中して2~3校ずつ学校訪問を行った。

各学校とも校長や教頭を始め教務主任、生徒指導部長、学年主任、進路指導主事等の先生方の面談を頂き、効果的なお願いができた。大学での資格取得の在り方、特に高校教員の免許状取得の条件等について高校側に納得できるように懇切丁寧に説明を行うよう努めた結果、目標の学校数の了解を得ることができた。初年度ということから教育実習の受入れ校となって頂けるか不安な面もあったが、当初の計画どおり平成15年2月までに一応の目標を達成することができた。

次に、「教職課程委員会の運営」については、前述したように6名のメンバーで構成されている関係からそれぞれの学部の状況も踏まえて年間計画で月1~2回の定例委員会を実施し、円滑な運営が行えるよう配慮してきた。1年生については、速やかな意識付けをはかること、早い段階から希望の絞込みを行うことが肝要と考え、夏季休業後の10月~12月の間に指導の成果が上がるよう委員会での議論を深めることができた。また、2・3年生については、綿密な指導の徹底はもちろん専門教科指導と教職科目指導との調整も必要であり、両者の科目履修が円滑に進むように時間割の設定等について特段の配慮を行った。その結果、学生の教職に関する意識の高揚に役立った。

1年間の教職課程委員会を開く中で当初から進めてきた年間計画と実施について検証を行い確認し、次年度へ向けての方向性を認識できた。

「教職課程科目の受講生の教育相談」については、先ず1年生に対しては、教職についての実際の指導として関心を持たせることに主眼を置き、年間数回のガイダンスを行った。そして、翌年の1月~2月に最終希望調査を実施して、志望理由書を提出させ、1年次の学業成績を参考にして、3月末に選考し2年次における教職受講者の決定と発表ができるよう作業を進めてきた。

2・3年生については、すでに教職科目の受講者であり、一定の理解と認識を持っていることから、専門教科目の成績の向上はもちろんのこと、教職科目受講の徹底と成績の向上を促すことに指導の重点を置いて努力してきた。

その他の課題として、教職関係資料の収集と担当者相互の情報交換を行い、教職課程委員会の充実と指導の強化を図ることに重点を置いた。そのことによって学生相談の徹底と学生自らが意欲的に目的意識を持って努力できるように配慮した。

〔2〕平成15年度の年間計画と運営

平成15年度においては、前年度の運営方針を踏襲しながら更に実りある成果を挙げることをねらいとして努力すると共に新しい目標として、(i)「教育実習日誌と手引きの作成」並びに(ii)「学生インターンシップ活用事業の円滑な運営」についての課題を設定した。

「教育実習日誌と手引きの作成」については、平成15年度後期からの教職科目の中に位置づけられている「教育実習」の開講に当たり、実習システムに関する明確な指針とすることをねらいとして設定したものである。学生向けの冊子として予め作成し教育実習の事前指導に役立てることができた。

また、当教職免許センターとしては、平成15年度から学生の「社会貢献実習」の一環として、本学と上福岡市との提携によりインターンシップ活用事業が立ち上げられたことから内容的に密接な関係がある部署として任務を果たすこととなった。特に、教員免許状を取得して将来教員になりたいと思われる者にとっては貴重な経験となるので、積極的に参加を呼びかけ支援していかなければならないと考えている。そこで、上福岡市教育委員会との連絡調整及び派遣先の学校との連絡調整を中心に学生の派遣に関わる担当事務を行うと共に実習成果の検証を行った。結果的に大きな成果を上げることができた。

本学と上福岡市教育委員会とのインターンシップ協定は、県下でも初めての試みであり、マスコミでも紹介され教育界からも高く評価された。上福岡市教育委員会では、「フレッシュサポーター活用制度」と名づけている。学生派遣対象校は公立小学校6校、公立中学校が3校である。初年度でもあり試行的に各校に1~2名の派遣を原則として週1日の現場支援を行ってきた。

インターンシップ事業に参加する学生は必ずしも教職課程受講者とは限らないが、平成15年度前期の派遣生は経営学部3年生4名、人間学部3年生3名及び4年生2名の合計9名であった。また、後期においても募集を行い、経営学部3年生2名、人間学部4年生3名、3年生2名、2年生1名の合計8名と前期からの継続者5名を派遣した。

このインターンシップ事業に参加したすべての学生から充実した貴重な体験ができ、大いに勉強になったとの報告を受けている。また、上福岡市教育委員会並びに小中学校の校長、教頭及び担当教諭の先生方からは澁刺とした若いエネルギーを発揮して児童生徒に接してくれたことに感動を覚えたと同時に大きく貢献して頂いたとして感謝されている。

参加した学生の報告書を見ると様々な体験をしている。例えば、或る学生は小学校で算数や英語の授業のお手伝いをしたり、コンピュータの指導の補助や総合的な学習の時間の指導の補助等を行ったり、場合によっては特殊学級児童・生徒の介護補助を行うなど幅広い内容に亘って体験したことが報告された。中学校については、主としてブラスバンドやバスケットボール等のクラブ活動の指導の支援などに当たった経験などが報告された。小学校や中学校の校長、教頭及び直接担当して頂いた先生方から今後とも継続的に学生を毎年派遣して欲しいとの強い要望が出されていることは心強いことである。

〔3〕平成16年度の年間計画と運営

平成16年度の年間計画としては、前年度の計画をも踏まえ更に具体的に活動を行う方針に基づいて目標を立てた。

(i) 第1回教育実習生の実習に関する指導体制の確立と指導の徹底、(ii) 教員採用試験対策の強化、(iii) 経営学部本郷キャンパス移転に伴う教職課程運営に関わる連携の強化、(iv) 教職科目受講生の教育相談、(v) 第2回教育実習の実習先の確保、(vi) インターンシップ事業の円滑な運営等を重点項目に掲げた。

「教育実習について」は、本年度が第1回になるために十分な事前の準備をさせた。特に、実習の心得を徹底的に学習させ普段から身に付くよう配慮した。教育実習の手引きが完成したのでこれを用い具体的に事前事後指導を行った。また、実習時の担当校に教職課程委員会の委員並びにゼミ担当教授等で訪問し、礼をつくすと同時に実習成果の確認をしてきた。そして、更に今後の実習校との関係強化を図った。

今年度の教育実習生は、福祉心理専攻が20名、経営コミュニケーション専攻9名及び経営情報デザイン専攻2名の合計31名であった。実習は凡そ2週間であったが、今回は、すべての学生が十分に準備して臨んだため指導担当教諭から高い評価を受けることができた。

当教職免許センターとしては、教育実習の終了後に速やかに校長宛に礼状を発送すると同時に終了した学生には、「教育実習II」の時間に各自に報告させ、互いに学び合う機会を与えた。また、各自にA4版4ページ程度の報告書も提出してもらい、冊子として100部の「教育実習報告集」を作成し後輩にも活用してもらうことにした。

次に「教員採用試験対策」についてであるが、本年度は、教職受講者4年生が教員採用試験に臨む年度でもあり、実力養成を旨としてビデオ講座の設定と傾向と対策としての補助教材の整備に心掛けた。教員採用試験は各都道府県とも大体7月から8月に掛けて実施しているのが実態である。そこで、本年度の採用試験の手続きに関する指導と情報の提供を行った。各都道府県の教員採用試験担当部局は教育委員会であり、応募に関する詳細事項の確認を行った。その結果、いずれの都道府県の採用条件も現在では極めて厳しいことが判明した。特に近隣の埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、群馬県、茨城県等については千葉県の「福祉」の若干名の募集を除いては募集なしという状況であった。従って、来年度以降に期待したい。

また、本年度は「経営学部の本郷キャンパス移転に伴う教職課程運営に関する連携の強化」についての目標を加えた。本年度から経営学部の1年生は本郷キャンパスに入学することになったので、教職に関するガイダンスはふじみ野キャンパス教職免許センターの計画の下で教職課程委員会が担当して行った。その後の1年生については本郷キャンパス主導によって指導がなされた。

同学部の2・3・4年生については、今年度はふじみ野キャンパスに残留した関係で当教職免許センターによる指導を行った。しかし、平成17年度には全学年が本郷キャンパスに移動となるため、後期の年度末を目安として円滑な事務の引継ぎを行うために両キャンパスの一層の連携を図った。

「学校インターンシップ」については、本年度は上福岡市に加えて大井町が加わった。大井町においても大井町教育委員会が窓口となり、公立小学校6校及び公立中学校3校の9校が学生の派遣依頼をされていることから本学としても大いに心強いところとなった。

学生の活動状況について示すと次のようになる。

平成16年度の前期におけるインターンシップ派遣者は、上福岡市関係が13名でその内小学校10名、中学校3名であった。後期については上福岡市関係が新規3名、継続7名の10名でその内小学校8名、中学校2名であった。また、大井町関係が新規3名、継続4名の7名でその内小学校5名、中学校2名であった。

インターンシップについては、主として小中学校を中心にして児童生徒の教育活動の支援を行ってきた。上福岡市及び大井町ともに小中学校の校長から学校全体に活気を与えてくれたとの高い評価を頂いたことは嬉しい限りである。

[4] 平成17年度の実施計画

本学教職免許センターは、これからの教育の社会でその役割を十分に果たすことのできる人材の養成のために、大学において行うべきことは何か。このことを常に念頭において教職科目受講者の指導に当たってきた。今後においても更なる検証を行いながら業務を改善していく必要がある。

平成17年度の実施計画の概要を挙げると次のようになる。

I 教職に関する計画

1. 本年度教育実習生の実習に関する指導体制の確立と指導の徹底

- ① 教科「福祉」について十分に事前の学習をさせる
- ② 教育実習心得の徹底を図る
- ③ 教育実習時の担当教授の学校訪問と実習成果の確認

2. 教科「公民」の教職科目履修体制の確立

- ① 共生社会学科及び心理学科学生への周知徹底と指導
- ② 教職担当委員会を通しての計画立案と指導

3. 教員採用試験対策の指導の強化

- ① 教員採用試験の情報収集と学生への情報提供
- ② 教員採用試験関連書籍ビデオによる実力養成

4. 教職科目受講生への教育相談

- ① 1年生への教職に関する関心の喚起
- ② 2・3・4年生について成績向上と履修に関する相談

5. 平成18年度教育実習生の実習先の確保

- ① 実習先の確保と関係強化
- ② 2・3年生について母校を訪問させ実習依頼又は内諾を得させる

II インターンシップ事業の運営

1. 上福岡市との連携

- ① 上福岡市教育委員会との連携強化
- ② 上福岡市立小学校及び中学校を中心としたインターンシップの推進

2. 大井町との連携

- ① 大井町教育委員会との連携強化
- ② 大井町立小学校及び中学校を中心としたインターンシップの推進

III 教職関係の資料の収集と教職担当者相互間の情報交換の徹底

- 1. 資料収集に伴う予算の調整
- 2. 資料収集に関する図書館との調整
- 3. 教職担当委員会における情報交換

IV 学生への教職資料の提供とビデオ講座の充実

- 1. 教員採用試験の専門知識と一般教養の直前対策
- 2. 教員採用試験の面接と討論についての指導

以上の事柄を今年度の重要課題として掲げ、この目標の達成のために最善を尽くしていく必要がある。そのために担当者として学生へのサービス精神に徹すると共に教員の養成に対する視野を広げ、更に適切な指導が行えるよう研究を深めていきたい。

6. 高等学校教員免許状取得の問題と課題

[1] 教員採用試験の問題点と課題

毎年全国都道府県の公立高等学校の教員採用試験が実施されている。各教育委員会が募集要項を発表するのが4月中旬であり、願書受付が5月中旬となっている。そして、採用試験の実施が7月(第1次)、8月(第2次)となっている場合が一般的である。

従って、大学4年生になると速やかな対応が必要であり、試験に臨む直前対策が直ちに必要

になってくる。その直前の傾向と対策を中心にした短期実力養成と同時に今まで学習してきた内容の復習を行い万全の準備をしておく必要がある。

しかし、今日の教員採用試験の実状はどうなっているのかを考えると問題点も多い。本学の学生の高等学校免許状の取得は人間学部人間福祉学科が教科「福祉」であり、経営学部経営コミュニケーション専攻及び経営情報デザイン専攻が教科「情報」である。前述したように、両教科とも現代の社会に対応した人材養成のために是非とも必要な教科と判断して文部科学省が積極的に設置したものである。平成15年度から高等学校における教育課程の編成に組み込むことが決定され、学年進行に則って配慮されることになった。

そのような状況の中で設置されたにもかかわらず、各都道府県の教員採用試験の実態をみると、教科「福祉」は専門的教科の位置づけのため福祉科等の専門学科を設置している学校が増えていないという状況の中で採用試験を実施している都道府県が少ない。

また、急速な高度情報化社会の出現によって、学校教育に必修科目として位置づけられた教科「情報」は必然的に免許状の取得を志している学生にとっては期待するところも大きかった。しかし、実際には、「福祉」と同様に採用試験を実施した都道府県が少なかったのである。

教科「情報」について各都道府県とも平成15年度からの導入に備えて、予め現職の教員の中で、例えば、理科や数学の免許状を所有している者に「情報」の免許状の取得の機会を与えて対応することにしたのである。従って、必修科目の位置づけがなされたにもかかわらず、採用されるチャンスが少なかったのが実状であった。

そのような速成の教員養成で対応し、専門的に高い学習をしてきた若い学生に採用の機会を与えて貰えなかったのは極めて残念であった。今後、しかるべき担当機関には深い理解を頂き採用の考慮を切に望みたい。

〔2〕教職課程受講者の問題点と課題

平成16年度において、経営学部及び人間学部の教職受講者が共に最高学年まで揃った。1年生の段階から年間を通じて数回のガイダンスを行い教職の意義について理解を深めてきたが、希望者の数は当初期待したよりも少ない状況にある。その受講者の数字については前述した通りである。

現在の受講者の数を増加させるためには、学生に更に理解を深めさせると共に関心を持たせる方法を今後更に検討する必要があると思われる。同時に教授会の教職に対する理解を頂くことも必要である。学生にとっては資格の取得は将来の進路設計を立てる場合きわめて大切なことである。

しかし、学生にとって大学卒業までの教科科目の取得には相当な努力が要求されてくる。例えば、人間学部人間福祉学科専攻の者にとっては、社会福祉士や介護福祉士等専攻に関係する資格の取得などいくつかの資格試験も関係してくる。

従って、必ずしも教員免許状の取得に打ち込めない者も存在するのは事実である。学生の学

習の負担等も考え本学では三つ以上の資格取得には困難が伴うとの考えから、制限を課していることもやむを得ないものと思われる。

このような事情もあるため、多くの学生に教職講座の受講を勧めるには限界があることも考慮しなければならない。

今後、教職課程の受講者については、教員希望に対する強い情熱と使命感を持った者を掘り起こし指導していくことが大切である。そのために学生一人一人の認識を高めながら教職希望者の増加を図って行かなければならない。

〔3〕教育実習校の受入れの問題点と課題

平成16年度の教育実習体験者は経営学部経営コミュニケーション専攻及び経営情報デザイン専攻の教科「情報」が11名、人間学部福祉心理専攻の教科「福祉」が20名の合計31名であった。

高等学校側の教育実習の受入れ条件として、公立高等学校では、①本年度又は来年度の公立学校教員採用試験を受験すること、②教員としての使命感を持ち、言動と態度等がしっかりとれる人物でなければならないなどとしている。

本学の学生は、これらの条件についてはしっかりと満たしており、問題ない状況の中で教育実習に臨んでいる。従って、原則として母校の教育実習を断られる理由は何ら考えられなかったのである。

しかし、現実的には経営学部の教科「情報」で3名の者が、また人間学部の教科「福祉」で4名の者がそれぞれ母校での教育実習を行うことができなかった。これは両教科共に平成15年度より新しいカリキュラムが学年進行によって導入されたという状況から、学校によっては教育実習の学生を受け入れる態勢が十分でなかったということも事実である。

本学から母校に依頼した際よい返事の頂けなかった具体的な理由として、①両教科ともまだカリキュラムにないため、現在は指導できる教員がない。②教科「福祉」については、今後も導入する考えはないので指導できない。③生徒減少期に伴い学校が整理統合の段階であり、教育実習を受け入れる状況にない。③東京都の場合は、大学が都内にあり教育実習が必要な場合母校受入れでなく、東京都教育委員会が受付け都内の学校に配分することになる。従って、都外の大学の場合には対象外となる。など理由は様々であった。

この外にも高等学校側に理解不足の点もあったため、特に教科「福祉」では指導できないという学校もあったが、本学側の説明によって理解して頂き大部分の高校は受入れに賛成して頂くことができた。

この度の教育実習では、結果的には全員の者がそれぞれの実習校から高い評価を頂くことができた。本学にとっては最初の教育実習経験であったが、予定通り無事に終了することができたことは担当して下さった高校側のお陰であり、敬意と感謝の誠を捧げなければならない。

これからも教育実習の依頼については問題や課題が発生してくるものと思われるが、問題解決のためには誠意を持って対処していく必要がある。

7. おわりに

本学の高等学校教員免許状取得に関する教科「情報」及び「福祉」について、いくつかの観点から考察してきた。特に両教科とも各分野に亘る多くの科目が設定されていることから、教員となってその使命を果たすためには、それぞれの科目の学習内容を更に研究し教育の実践力を養うことが求められる。言うまでもなく、第一に必修としての普通教科「情報」の指導に当たっては、「情報化への対応」の観点から小学校、中学校、高等学校の発達段階を踏まえ、情報教育全体の目標を十分に理解し、取り扱う内容や程度については学校や生徒の実態に応じた弾力的な学習ができるよう配慮しなければならない。第二に専門教科「情報」については、特にソフトウェアに関し、システム全体の設計・構築や管理・運営を担当するなどの高度な情報技術者の育成や新たな産業領域の形成に役立つ人材を育成する内容にまで高めるものになっていなければならない。また、専門教科「福祉」の指導に当たっては、国民の福祉ニーズの高度化、多様化に伴い、社会福祉の増進に寄与する専門的な知識・技術や創造的能力をはぐくむものにならなければならない。以上の点を認識して学生に適切な指導ができるよう総合的な立場に立って対処する必要がある。

本学の経営学部経営コミュニケーション専攻及び経営情報デザイン専攻並びに人間学部人間福祉学科にあっては、幸いにカリキュラムの編成において高等学校教員免許状取得に関するきめ細かな配慮がなされており、教職科目受講者が適切な理論と実践の展開を通して専門的な実力を養うと同時に教員としての資質の練磨に励むことができる環境になっている。

教育は人なりといわれるが、今日の学校は専門性や実践的指導力はもちろんのこと、人間性豊かで教育愛と使命感に満ち、社会の変化や様々な教育課題に積極的に対応できる人材を求めている。今後とも、教員の理想像を目指して学生の指導に邁進していかなければならない。

文 献

1. 教育課程審議会 「幼稚園，小学校，中学校，高等学校，盲学校，聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申）」平成10年7月29日
2. 山口満編著 「戦後高校教育史」学事出版 1995年12月
3. 文部省 「高等学校学習指導要領」平成11年3月
4. 文部省 「高等学校学習指導要領解説」総則編 東山書房 平成11年12月
5. 文部省 「高等学校学習指導要領解説」情報編 開隆堂出版 平成12年3月
6. 文部省 「高等学校学習指導要領解説」福祉編 実教出版 平成12年3月
7. 埼玉県教育委員会 「埼玉県高等学校教育課程編成要領」教育課程一般編 関東図書 平成12年

11月

8. 文京学園 「文京学園55年史」 太平印刷社 昭和54年10月
9. 文京学園 「文京学園75年史」 太平印刷社 平成11年10月
10. 山崎清男編著 「現代の教育と学校」 川島書店 2002年2月
11. 文京女子大学経営学部 「経営論集第1巻第1号」 平成3年12月
12. 文京女子大学総合研究所 「文京女子大学紀要創刊号」 平成9年12月
13. 島田依史子 「私の歩んだ道」 文京学園 昭和56年4月
14. 天野正輝編著 「新しい教育の探求」 文化書房博文社 2003年3月
15. 西崎清久著 「人間と教育への処方箋」 角川ソフィア文庫 平成11年6月
16. 埼玉県教育委員会 「教師となって 第一歩」 関東図書 平成13年4月
17. 藤井均編著 「教師のための常識」 全国教育新聞社 1993年11月
18. 学校教務研究会編集 「学校運営必携」 ぎょうせい 平成10年4月
19. 中央教育審議会 「今後の教員免許制度の在り方について（答申）」 平成14年2月